

# ■台風やゲリラ豪雨に対する高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画) ver.1.2

(注1) 本県の防災行動の実績や他県での教訓に基づきバージョンアップした計画であり、今後の防災行動の参考とする  
 (注2) 気象情報の状況によっては、タイムラインに記載された順番ではなく臨機応変に行動を取る必要がある  
 (注3) ゲリラ豪雨時は、タイムラインを数時間に短縮して行動する。●(ゴシック体)を速やかに実行する  
 (注4) 各部固有の行動は、部名を頭に「【部名】具体的な行動」として記載

資料2-2  
R01.11.27  
危機管理・防災課

時期	気象状況 ※災害対応	フェーズ	主な行動	No.	各部における具体的な行動					
					危機管理部 (災害対策本部事務局)	土木部 (河川や道路など社会資本の対応)	農業・林業・水産の各部 (農林水産施設の対応)	健康・福祉の各部 (要配慮者対応)	総務・教育・文化の各部 (県民・学校などの対応)	産業・中山間・商工・観光・公営・会計・ 公安の各部(その他、交通・企業対応など)
3日前～ 72h前～	・台風が進路予想で本県に接近・上陸する可能性がある場合 ・気象警報の発表 ・●気象庁が緊急記者会見を開き、大雨への厳重な警戒を呼びかけた場合	準備	■ 情報収集・情報発信	1	○ 気象庁の防災支援メールなど、気象情報を市町村や関係機関等と共有	○ 関係機関や出先機関(土木事務所等)等に、気象情報を発信	○ 関係機関や出先機関(農業振興センター、家畜保健衛生所、林業事務所、漁業指導所、土木事務所等)等に、気象情報を発信	○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、気象情報を発信	○ 関係機関(学校、施設等)や出先機関等に、気象情報を発信	○ 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信
				2	○ 市町村や関係機関等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関や出先機関(土木事務所等)等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関や出先機関(農業振興センター、家畜保健衛生所、林業事務所、漁業指導所、土木事務所等)等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関(学校、施設等)や出先機関等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関や出先機関等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼
				3	○ 危険箇所や工事現場の安全確保を図るとともに、市町村等へも同様の注意喚起	○ 危険箇所や工事現場の安全確保を図るとともに、市町村等へも同様の注意喚起				
			■ 事前準備	4	○ 災害対応に係るマニュアル等の確認	○ 災害対応に係るマニュアル等の確認	○ 災害対応に係るマニュアル等の確認	○ 災害対応に係るマニュアル等の確認	○ 災害対応に係るマニュアル等の確認	○ 災害対応に係るマニュアル等の確認
				5	○ 配備体制の確認(配備要員の確保等)	○ 連絡体制の確認(危機管理連絡員の体制確保等)	○ 連絡体制の確認(危機管理連絡員の体制確保等)	○ 連絡体制の確認(危機管理連絡員の体制確保等)	○ 連絡体制の確認(危機管理連絡員の体制確保等)	○ 連絡体制の確認(危機管理連絡員の体制確保等)
				6	○ 防災ヘリ、自衛隊への連絡	○ 水防資機材(大型土う、ブルーシート等)	○ 【農業】ため池管理者に水位を低下させる事前の点検・補充			
				7	○ 通信システム、情報連絡網等の再点検					
			■ 対応を確認	8	○ 知事と対応方針を協議(配備体制の設置時期等)	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける
2日前～ 48h前～	・台風が本県に上陸する進路予想となった場合 ・気象警報の発表 ・●気象庁が緊急記者会見を開き、大雨への厳重な警戒を呼びかけた場合	災害予防	■ 情報収集・情報発信	9	● 気象庁の防災支援メールなど、気象情報を市町村や関係機関等と共有	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関(病院、要配慮者施設等)や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信
				10	○ 市町村や関係機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼
				11	○ 高知地方気象台が開催する台風説明会への参加	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 関係機関(社会福祉施設等)や出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける
				12	○ 台風説明会資料を市町村や関係機関等と共有し、要配慮者の早期避難など早めの対策を依頼	● 危険箇所や工事現場の安全確保を図るとともに、市町村等へも同様の注意喚起	● 危険箇所や工事現場の安全確保を図るとともに、市町村等へも同様の注意喚起	○ 【福祉】市町村に、避難行動要支援者名簿を活用した対応の検討、実施を依頼	○ 【総務】Twitter等を活用し、県民への注意喚起を実施	○ 【観光】「よさこいネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報、注意喚起等を発信
				13	○ 動画による県民への啓発頻度を増					
			■ 危機管理連絡員会議	14	● 危機管理連絡員会議を開催。気象情報を報告	● 連絡員会議にて、事前の取り組み状況や今後の対応方針について報告	● 連絡員会議にて、事前の取り組み状況や今後の対応方針について報告	● 連絡員会議にて、事前の取り組み状況や今後の対応方針について報告	● 連絡員会議にて、事前の取り組み状況や今後の対応方針について報告	● 連絡員会議にて、事前の取り組み状況や今後の対応方針について報告
				15	● 警報が発表された場合、職員参集メールを発信し、第1配備体制または第2配備体制を確立	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)
			■ 対応を確認	16	● 知事と対応方針を協議(本部体制への移行等)					○ 【観光】観光関連施設の臨時休館予定等を確認
			■ 災害対策本部体制の確保	17	● 災害対策本部体制に移行。各部へメールを発信し、災害対策本部体制を確立	● 災害対策本部体制への移行に伴う体制確立	● 災害対策本部体制への移行に伴う体制確立	● 災害対策本部体制への移行に伴う体制確立	● 災害対策本部体制への移行に伴う体制確立	● 災害対策本部体制への移行に伴う体制確立
				18	● 自衛隊や県警、気象台、日赤、市町村、消防本部、カウンターパート県に県の体制を連絡	● 気象警報発表等に合わせて、水防本部を設置			● 【総務】災害対策本部会議開催に伴う広報対応	● 【公安】本部・署ともに災害警備連絡室もしくは災害警備本部を設置し、情報収集体制を確立
				19	● 各部に本部会議用の資料作成を依頼					
				20	● 知事の指示事項とメッセージを協議					
1日前～ 24h前～	・台風の影響が大きい進路となった場合 ・●土砂災害警戒情報の発表 ・●記録的短時間大雨情報の発表	災害予防	■ 災害対策本部会議	21	● 第1回災害対策本部会議を開催。被害状況等を報告し、今後の対応を協議	● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告
				22	● 本部会議の資料や知事メッセージを県HP(こうち防災情報)にアップ。また、啓発動画URLを県HPトップに掲載					
				23	● 災害の状況や緊急性に応じて、必要最小限の部(危機管理部、総務部、土木部など)のみで、災害対策本部会議を開催					
			■ 情報収集・情報発信	24	● 気象庁の防災支援メールなど、気象情報を市町村や防災機関などと共有	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信
				25	● 土砂災害危険度情報、雨量、河川水位等の情報収集	○ 気象台と協議し、土砂災害警戒情報発表を検討		○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼	○ 各種行事開催や学校・施設等に対する注意喚起、中止・延期等の情報収集及び判断を実施	○ 各種行事開催に対する注意喚起、中止・延期等の判断を実施
				26	○ 市町村から被害状況、配備体制、避難所開設状況等を情報収集	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告
				27	○ ライフライン等に関する情報を収集	○ 陸こう等の閉鎖状況の確認	○ 【林業】陸こうの閉鎖状況の確認	○ 関係機関(社会福祉施設等)や出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 【総務】Twitter等を活用し、県民への注意喚起を実施	○ 【中山間】各種公共交通機関の運行状況の確認
				28	● 線状降水帯の停滯(30分以上)や80mm以上の時間雨量、避難判断水位、土砂災害レベル3を観測した場合は市町村に連絡	○ 伸縮計観測状況の確認	○ 【林業】林業大学校の休校や森林公園など所管施設の閉鎖などについて検討	○ 【健康】EMISを警戒モードに切り替え		○ 【観光】「よさこいネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報、注意喚起等を発信
				29	● 市町村に災害対策本部体制の確保を働きかけ	○ 河川水位の確認	○ 【水産】定置網、養殖小割、市場施設の対策状況の確認	○ 【福祉】市町村に、避難行動要支援者名簿を活用した対応の検討、実施を依頼		● 【公安】本部・署ともに災害警備連絡室もしくは災害警備本部を設置し、情報収集体制を確立
				30	● 状況に応じて、市町村に避難準備情報や避難勧告等の発令を働きかけ	● 必要に応じて関係機関等へ周知のうえダム放流実施。またダム放流状況の確認				● 【公営】ダムの放流状況に応じた関係機関等への広報対応
				31	● 気象状況等により、孤立や大規模災害が想定される市町村へ情報連絡員を派遣					○ 【産業】災対本部事務局の要請に基づき、地域支援企画員が駐在先市町村で情報収集等を実施(情報連絡員)
			■ 対応を確認	32	● 知事と対応方針を協議(知事からの指示事項等)			○ 【福祉】災害救助法適用の検討、国との調整	○ 【総務】災害対策本部会議開催に伴う広報対応	○ 【観光】観光関連施設の臨時休館予定等を確認
				33	○ 国や応急救助機関、ライフライン事業者などからのリエゾン派遣を受け入れ					○ 【公安】県の災害対策本部等にリエゾンの派遣を検討

# ■台風やゲリラ豪雨に対する高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画) ver.1.2

(注1) 本県の防災行動の実績や他県での教訓に基づきバージョンアップした計画であり、今後の防災行動の参考とする  
 (注2) 気象情報の状況によっては、タイムラインに記載された順番ではなく臨機応変に行動を取る必要がある  
 (注3) ゲリラ豪雨時は、タイムラインを数時間に短縮して行動する。●(ゴシック体)を速やかに実行する  
 (注4) 各部固有の行動は、部名を頭に「[部名]具体的な行動」として記載

資料2-2  
R01.11.27  
危機管理・防災課

時期	気象 状況 ※災害対応	フェーズ	主な行動	No.	各部における具体的な行動						
					危機管理部 (災害対策本部事務局)	土木部 (河川や道路など社会資本の対応)	農業・林業・水産の各部 (農林水産施設の対応)	健康・福祉の各部 (要配慮者対応)	総務・教育・文化の各部 (県民・学校などの対応)	産業・中山間・商工・観光・公営・会計・ 公安の各部(その他、交通・企業対応など)	
0h  ゼロ・アワー  ・台風最接近 ・台風が接近・上陸し、暴風域へ ・●ゲリラ豪雨発生 ・大雨特別警報の発表等	応急対応			34	●第2回災害対策本部会議を開催。被害状況等を報告し、今後の対応を協議	●本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	●本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	●本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	●本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	●本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	
				35	●本部会議の資料や知事メッセージを県HP(こうち防災情報)にアップ。また、啓発動画URLを県HPトップに掲載						
				36	●災害の状況や緊急性に応じて、必要最小限の部(危機管理部、総務部、土木部など)のみで、災害対策本部会議を開催						
				37	●気象庁HP、防災支援メール等から今後の気象情報を収集・発信	●関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	●関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	●関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、気象情報を発信	●関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	●関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	
				38	●土砂災害危険度情報、雨量、河川水位等の情報を収集	●関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	●関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	●関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	●関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	●関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	
				39	●大きな災害が発生した市町村へ情報連絡員を派遣	●伸縮計測状況の確認、河川水位の確認等	●【農業】市町村にため池の緊急点検実施を依頼(大雨特別警報発表)				●【産業】災対本部事務局の要請に基づき、地域支援企画員が駐在先市町村で情報収集等を実施(情報連絡員)
				40	●市町村や情報連絡員から市町村の災害対策本部会議の資料、被害状況、配備体制、支援ニーズ等を情報収集	○陸こう等の閉鎖状況の確認	○【林業】地すべり地域の伸縮計測状況の確認(WEB確認)	○【健康】水道の断水被害等の確認・対応			●【公安】災害警備本部もしくは非常災害警備本部を設置し、被害状況に応じて人的・物的被害に関する情報収集活動を実施
				41	○応急救助機関からのエリゾン派遣の受け入れ	○ダム放流状況、ダム管理施設被災状況の確認と関係機関等への周知	●【農業】地すべり地域の伸縮計測状況の確認	○【健康】被害が甚大な場合は、EMISを災害モードに切り替え	○【総務】県政記者クラブや県民に対し、広報活動を実施	○【公営】ダムの放流状況、管理施設被災状況の確認。放流状況に応じた関係機関等への広報対応	
				42	●ライフライン等に関する情報を収集					○【中山間】生活用水供給施設の断水被害等の確認・対応	
				43	●市町村に避難勧告・避難指示の発令を働きかけ					○【中山間】各種公共交通機関の運行状況の確認	
				44	●消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告					○【観光】「よさこいネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報、注意喚起等を発信	
1日後～ 24h後～  各種気象警報の解除				45	●被害状況に応じて消防や警察等の応急救助機関と連携し、救助活動を実施			○【健康】被害が甚大な場合は、保健医療調整本部を設置		●【公安】被害状況に応じて応急救助機関と連携し、救助活動を実施	
				46	●各種応援協定等に基づく応援要請の検討	○TEC-FORCE派遣要請を検討		○【福祉】災害救助法適用の検討、国との調整	○【総務】災害対策本部会議開催に伴う広報対応	●【公安】必要に応じて、他県警に対する援助要求を検討	
				47	●自衛隊への災害派遣要請を検討			○【福祉】市町村へ、要配慮者(避難行動要支援者)への対応状況を確認		○【公安】大規模災害発生地域に対する部隊員の派遣を検討	
				48	●知事と対応方針を協議					○【観光】観光関連施設の臨時休館予定等を確認	
				49	●配備要員に今後の配備予定を連絡						
				50	○被害状況に応じて本部会議を開催。被害状況等を報告し、今後の対応を協議	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告		
				51	○災害対策本部会議資料を県HP(こうち防災情報)にアップ						
				52	○気象庁HP、防災支援メール等から今後の気象情報を収集・発信	○関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	○関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	○関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、気象情報を発信	○関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	○関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	
				53	○土砂災害危険度情報、雨量、河川水位等の情報を収集	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	
				54	○市町村や情報連絡員から市町村の被害状況、配備体制、支援ニーズ等を情報収集	○巡視による公共土木施設等の被災状況調査	○【農業】ため池の緊急点検実施状況のとりまとめ報告(特別警報発表)	○【健康】大きな被害が無ければ、EMISを通常モードに切り替え	○【総務】県政記者クラブや県民に対し、広報活動を実施	○【公安】関係機関と連携し、被害状況(孤立地域の安否、災害危険箇所の確認等)の情報収集を実施	
				55	○ライフライン等に関する情報を収集	○道路パトロールを実施	○【林業】出先機関と市町村が連携し、被災状況等を確認			○【公安】職員の健康管理情報、警察関係施設の被害情報の収集を実施	
				56	○消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告	○ダム放流状況、ダム管理施設被災状況の確認。被害状況により国交省へ報告	○【水産】漁港施設、市場施設、漁業施設等の被災状況調査			○【公営】ダムの放流状況、管理施設被災状況の確認。放流状況に応じた関係機関等への広報対応。被害状況を経産局、産業保安監督部へ報告	
				57			○【林業】地すべり地域の伸縮計測状況の確認(現地確認)			○【中山間】各種公共交通機関の運行・被害状況の確認	
				58			○【農業】地すべり地域の伸縮計測状況の確認			○【観光】「よさこいネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報等を発信	
				59						○【観光】旅館・ホテルや観光関連施設の被害状況及び旅館・ホテルのキャンセル状況等の確認(旅館組合や抽出した旅館・ホテル等を対象)	
				60	○市町村等からの被害情報に応じた救助・救急活動実施の検討	○道路啓開を実施	○【林業】被災状況に応じて市町村が主体となり林道の啓開を実施	○【健康】必要に応じて、県内DMATに出動を要請	○【教育】学校・施設等からの要請に応じた支援・調整	○【公安】被害状況に応じて応急救助機関と連携し、救助活動を実施	
				61	○応急救助機関の活動調整・拠点確保	○公共土木施設の復旧を実施(応急復旧含む)	○【水産】漁港施設の復旧を実施(応急復旧を含む)	○【健康】被害が甚大な場合は、厚生労働省にDMATの派遣を要請		○【公安】行方不明者の捜索活動を実施	
				62	○ライフライン機関との調整						
				63	○孤立集落の対策を支援						
				64	○市町村への支援を検討	○気象警報解除に伴い、状況に応じて水防本部を解除		○【福祉】災害救助法に関する国との調整	○【総務】災害対策本部会議開催に伴う広報対応	○【公安】被災地域の防犯活動や避難所立ち寄り警戒活動体制を検討	
				65	○各種応援協定等に基づく応援要請の検討			○【福祉】災害ボランティアセンターの情報収集・発信			
				66	○知事と対応方針を協議(復旧対策等)						
				67	○気象情報・被害状況に応じて今後の体制を検討。併せて配備要員に配備予定を連絡						

# ■台風やゲリラ豪雨に対する高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画) ver.1.2

(注1) 本県の防災行動の実績や他県での教訓に基づきバージョンアップした計画であり、今後の防災行動の参考とする  
 (注2) 気象情報の状況によっては、タイムラインに記載された順番ではなく臨機応変に行動を取る必要がある  
 (注3) ゲリラ豪雨時は、タイムラインを数時間に短縮して行動する。●(ゴシック体)を速やかに実行する  
 (注4) 各部固有の行動は、部名を頭に「[部名]具体的な行動」として記載

資料2-2 R01.11.27  
危機管理・防災課

時期	気象 状況 ※災害対応	フェーズ	主な行動	No.	各部における具体的な行動						
					危機管理部 (災害対策本部事務局)	土木部 (河川や道路など社会資本の対応)	農業・林業・水産の各部 (農林水産施設の対応)	健康・福祉の各部 (要配慮者対応)	総務・教育・文化の各部 (県民・学校などの対応)	産業・中山間・商工・観光・公営・会計・ 公安の各部(その他、交通・企業対応など)	
2日後～ 48h後～	・各種気象注意報の解除	応急対応・災害復旧	■ 災害対策本部会議	68	○被害状況に応じて本部会議を開催。被害状況等を報告し、今後の対応を協議	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	
				69	○災害対策本部会議資料を県HP(こうち防災情報)にアップ						
				70	○市町村や情報連絡員から市町村の災害対策本部会議の資料、被害状況、配備体制、支援ニーズ等を情報収集	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	
				71	○ライフライン等に関する情報を収集	○巡視による公共土木施設等の被災状況調査	○【農業】ため池の緊急点検実施状況のとりまとめ報告(特別警報発表)	○【福祉】災害ボランティアセンターの情報収集・発信		○【中山間】各種公共交通機関の運行・被害状況の確認	
				72	○消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告	○道路パトロールを実施	○【林業】出先機関と市町村が連携し、被災状況等を確認		○【公安】孤立地区の安否・災害危険箇所を確認し、パトロール活動により情報収集		
			■ 情報収集・情報発信	73		○ダム放流状況、ダム管理施設被災状況の確認。被害状況により国交省へ報告	○【林業】浸水被害が発生した際は、災害廃棄物仮置場の確保状況を確認		○【公営】ダムの放流状況、管理施設被災状況の確認。被害状況を経済局、産業保安監督部へ報告		
				74		○【水産】漁港施設、市場施設、漁業施設等の被災状況調査			○【観光】「よさいネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報等を発信		
				75					○【観光】旅館・ホテル・観光関連施設の被害状況等の確認(旅館組合や抽出した旅館・ホテル等を対象)		
				76	○市町村等からの被害情報に応じた救助・救急活動を調整	○道路啓開を実施	○【林業】林業大学校や森林公園など所管施設の簡易な灾害の応急復旧を実施		○【教育】学校・施設等からの要請に応じた支援・調整	○【公安】関係機関と連携し孤立地区の安否確認や、災害危険箇所の現場確認を実施	
				77	○応急救助機関の活動調整	○流木・堆積土砂・海岸漂着物の応急対策を実施	○【林業】被災状況に応じて市町村が主体となり林道の啓開を実施			○【公安】行方不明者の捜索活動を実施	
3日後～ 72h後～	※応急対応を本格化 ※災害復旧に着手	■ 応急活動等	■ 対応を確認	78	○孤立集落の対策を支援(必要な物資を搬送等)	○公共土木施設の復旧を実施(応急復旧含む)	○【水産】漁港施設の復旧を実施(応急復旧を含む)				
				79	○避難者対策を支援(必要な物資を搬送等)						
				80	○知事と対応方針を協議			○【福祉】災害救助法に関する国との調整	○【総務】災害対策本部会議開催に伴う広報対応	○【公安】被災地域の防犯活動や避難所立ち寄り警戒活動を実施	
				81	○気象情報・被害状況に応じて今後の体制を検討。併せて配備要員に配備予定を連絡						
				82	○被害状況に応じて本部会議を開催。被害状況等を報告し、今後の対応を協議	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告		
		■ 情報収集・情報発信	■ 応急活動等	83	○災害対策本部会議資料を県HP(こうち防災情報)にアップ						
				84	○市町村や情報連絡員から市町村の災害対策本部会議の資料、被害状況、配備体制、避難所開設状況等を情報収集	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告		
				85	○ライフライン等に関する情報を収集	○巡視による公共土木施設等の被災状況調査	○【農業】ため池の緊急点検実施状況のとりまとめ報告(特別警報発表)	○【福祉】災害ボランティアセンターの情報収集・発信	○【総務】県政記者クラブや県民に対し、広報活動を実施	○【中山間】各種公共交通機関の運行・被害状況の確認	
				86	○消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告	○道路パトロールを実施	○【林業】人里家等を優先した危険箇所の早期発見及び点検作業		○【総務】県税の災害減免等の制度周知	○【公安】孤立地区の安否、災害危険箇所を確認し、パトロール活動により情報収集	
				87	○必要に応じて、特に被害の大きな市町村の首長に知事が電話	○ダム放流状況、ダム管理施設被災状況の確認。被害状況により国交省へ報告	○【水産】漁港施設、市場施設、漁業施設等の被災状況調査		○【公営】ダムの放流状況、管理施設被災状況の確認。被害状況を経済局、産業保安監督部へ報告		
		■ 対応を確認	■ 災害対策本部の解散  ※避難情報の解除 ※孤立の解消 など、状況により判断	88						○【観光】「よさいネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報等を発信	
				89	○市町村等からの被害情報に応じた救助・救急活動を調整	○道路啓開を実施	○【林業】流木や堆積土砂の応急対策を実施		○【教育】学校・施設等からの要請に応じた支援・調整	○【公安】関係機関と連携し孤立地区の安否確認や災害危険箇所の現場確認を実施	
				90	○応急救助機関の活動調整	○流木・堆積土砂・海岸漂着物の応急対策を実施	○【林業】被災状況に応じて市町村が中心となり林道の啓開や危険箇所の復旧作業を実施		○【教育】学校施設の応急復旧	○【公安】行方不明者の捜索活動を実施	
				91	○孤立集落の対策を支援(必要な物資を搬送等)	○公共土木施設の復旧を実施(応急復旧含む)	○【水産】漁港施設の復旧を実施(応急復旧を含む)			○【公営】所管する被災施設の復旧対応	
				92	○避難者対策を支援(必要な物資を搬送等)						
		■ 対応を確認		93	○被災者生活再建支援法の適用を検討	○仮設住宅に関する対応	○各種施設の復旧対策の支援	○【福祉】災害救助法に関する国との調整	○【総務】被災市町村への職員派遣対応	○【商工】災害対策特別融資の検討	
				94	○知事などの現地視察等を検討	○被災住宅の復旧支援	○被災者に対する各種助成制度の周知徹底	○【福祉】高知県災害支援金受付の検討	○【教育】必要に応じて動員・派遣職員の調整・選定	○【公安】被災地域の防犯活動や避難所立ち寄り警戒活動を実施	
				95	○必要に応じて、政府調査団等の受入調整、要望書の作成		○【農業】ため池の復旧支援	○【健康】被災者の熱中症予防等、各種健康被害に対する対応や防疫対策	○【総務】発災に伴う予算措置	○【会計】高知県災害支援金受付の検討	
				96	○自衛隊の災害派遣収容時期の検討						
				97	○気象情報・被害状況に応じて今後の体制を検討。併せて配備要員に配備予定を連絡						
		■ 災害対策本部の解散  ※避難情報の解除 ※孤立の解消 など、状況により判断		98	○被害状況に応じ、災害派遣等従事車両証明書の手続きを開始						
				99	○気象庁HPから今後の気象情報を入手するとともに、市町村、情報連絡員、応急救助機関から避難情報や孤立などの被害情報を収集						
				100	○気象情報や被害状況に応じて災害対策本部を解散し、第2配備体制または第1配備体制に移行						
					※災害対策本部解散後については、豪雨災害対策推進本部会議において、応急対応・災害復旧の進捗確認等を行っていく						

# ■台風やゲリラ豪雨に対する高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画) ver.1.2

(注1) 本県の防災行動の実績や他県での教訓に基づきバージョンアップした計画であり、今後の防災行動の参考とする  
 (注2) 気象情報の状況によっては、タイムラインに記載された順番ではなく臨機応変に行動を取る必要がある  
 (注3) ゲリラ豪雨時は、タイムラインを数時間に短縮して行動する。●(ゴシック体)を速やかに実行する  
 (注4) 各部固有の行動は、部名を頭に「[部名]具体的な行動」として記載

資料2-2 R01.11.27  
危機管理・防災課

時期	気象 状況 ※災害対応	フェーズ	主な行動	No.	各部における具体的な行動				
					危機管理部 (災害対策本部事務局)	土木部 (河川や道路など社会資本の対応)	農業・林業・水産の各部 (農林水産施設の対応)	健康・福祉の各部 (要配慮者対応)	総務・教育・文化の各部 (県民・学校などの対応)
4日後 ~ ※応急対応・災害復旧に着手	応急対応・災害復旧	■ 配備体制	101	○ 必要に応じて配備体制を継続(第2配備体制)  〔状況に応じて災害対策本部を継続〕	○ 動員体制(本部連絡員、風水害関係課、出先機関)を確保	○ 【農・林・水】動員体制(本部連絡員)を確保 【林業・水産】動員体制(風水害関係課、出先機関)を確保	○ 動員体制(本部連絡員)を確保	○ 動員体制(本部連絡員)を確保	○ 動員体制(本部連絡員)を確保
			102	○ 必要に応じて配備体制を継続(第1配備体制)	○ 動員体制(風水害関係課、出先機関)を確保	○ 【林業・水産】動員体制(風水害関係課、出先機関)を確保			
			103	○ 市町村から被害状況、配備体制、避難者状況等を情報収集	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	
			104	○ ライフライン等の復旧状況などの情報を収集	○ 民間賃貸住宅や公営住宅等の空き家情報の収集と、被災者等への情報提供		○ 【福祉】災害ボランティアセンターの支援	○ 【総務】県政記者クラブや県民に対し、広報活動を実施	○ 【中山間】各種公共交通機関の運行・被害状況の確認
			105	○ 消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告			○ 【福祉】災害援護資金の貸付等の周知	○ 【総務】県税の災害減免等の制度周知	○ 【公安】孤立地区の安否、災害危険箇所を確認し、パトロール活動により情報収集
			106	○ 知事などの現地視察				○ 【総務】寄付金の受入・調整	
			107	○ 政府調査団などの受け入れ、要望書の提出					
			108	○ 市町村等からの被害情報に応じた支援活動を調整	○ 道路啓開を実施	○ 【農業】被災所管施設の応急復旧開始。農地農業用施設の応急対策の実施を支援		○ 【教育】学校・施設等からの要請に応じた支援・調整	○ 【公安】関係機関と連携し孤立地区の安否確認や災害危険箇所の現場確認を実施
			109	○ 応急救助機関の活動調整	○ 流木・堆積土砂・海岸漂着物の応急対策を実施	○ 【林業】流木や堆積土砂の応急対策を実施		○ 【教育】学校施設の応急復旧を実施、保育所等施設の応急復旧を支援	○ 【公安】行方不明者の捜索活動を実施
			110	○ 物資配送を支援	○ 公共土木施設の復旧を実施(応急復旧含む)	○ 【林業】被災状況に応じて市町村が中心となり林道の啓開や危険箇所の復旧作業を実施			○ 【公営】所管する被災施設の復旧対応
			111	○ 避難者対策を支援	○ 土砂災害発生箇所の緊急・応急対策の実施	○ 【水産】漁港施設の応急復旧を実施			
			112	○ ライフラインの復旧について、ライフライン事業者と連携し早期復旧を目指す					
			113	○ 被災者生活再建支援法が適用となった場合、国・市町村・支援法人と連携し必要な措置をとる	○ 仮設住宅に関する対応	○ 各種施設の復旧対策の支援	○ 【福祉】災害救助法に関する国との調整	○ 【総務】被災市町村への職員派遣対応。また、国・他都道府県からの職員派遣対応	○ 【商工】災害対策特別融資の検討
			114	○ 住家被害認定業務について、総務部と連携し、市町村を支援	○ 被災住宅の復旧支援	○ 被災者に対する各種助成制度の周知徹底	○ 【福祉】高知県災害義援金受付の検討	○ 【教育】必要に応じて動員・派遣職員の調整・選定	○ 【公安】被災地域の防犯活動や避難所立ち寄り警戒活動を実施
			115	○ 必要に応じて、四国ブロック、中国ブロック、関西広域連合、全国知事会へ人的・物的支援を要請		○ 【林業】災害廃棄物処理に係る各種調整、支援	○ 【健康】被災者の熱中症予防等、各種健康被害に対する対応や防疫対策	○ 【総務】発災に伴う予算措置(予備費含む)	○ 【観光】風評被害への対応(観光訪問に支障がない旨の情報発信等)
			116	○ 被害状況に応じ、災害派遣等従事車両証明書の手続き			○ 【健康】県外からの保健活動チームの派遣調整	○ 【総務】市町村の住家被害認定業務や権災証明書発行事務などの支援を実施	○ 【会計】高知県災害義援金受付の検討
			117	○ 必要に応じて、自家発電機を貸与					
2週間後 ~ 1ヶ月後	※応急対応・災害復旧を本格化	■ 豪雨災害対策推進本部	118	○ 豪雨本部会議を開催し、応急活動の進捗状況及び今後の対応について確認	○ 豪雨本部会議にて、応急活動の進捗状況、今後の対応等を報告	○ 豪雨本部会議にて、応急活動の進捗状況、今後の対応等を報告	○ 豪雨本部会議にて、応急活動の進捗状況、今後の対応等を報告	○ 豪雨本部会議にて、応急活動の進捗状況、今後の対応等を報告	○ 豪雨本部会議にて、応急活動の進捗状況、今後の対応等を報告
			119	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)等の検証を行い、必要に応じてバージョンアップ	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)の検証を行い、危機管理・防災課に報告	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)の検証を行い、危機管理・防災課に報告	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)の検証を行い、危機管理・防災課に報告	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)の検証を行い、危機管理・防災課に報告	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)の検証を行い、危機管理・防災課に報告
		■ 情報収集・情報発信	120	○ 市町村から被害状況、配備体制、避難者状況等を情報収集	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告
			121	○ ライフライン等の復旧状況などの情報を収集	○ 民間賃貸住宅や公営住宅等の空き家情報の収集と、被災者等への情報提供		○ 【福祉】災害ボランティアセンターの支援	○ 【総務】県政記者クラブや県民に対し、広報活動を実施	○ 【中山間】各種公共交通機関の運行・被害状況の確認
			122	○ 消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告			○ 【福祉】災害援護資金の貸付等の周知	○ 【総務】県税の災害減免等の制度周知	○ 【公安】孤立地区の安否、災害危険箇所を確認し、パトロール活動により情報収集
			123	○ 政府や国会などの調査を受入、要望書の提出				○ 【総務】寄付金の受入・調整	
		■ 応急活動等(応急復旧)	124	○ 市町村等からの被害情報に応じた支援活動を調整	○ 道路啓開を実施	○ 【農業】被災箇所施設の応急復旧		○ 【教育】学校・施設等からの要請に応じた支援・調整	○ 【公安】関係機関と連携し孤立地区の安否確認や災害危険箇所の現場確認を実施
			125	○ 自衛隊の災害派遣撤収要請	○ 流木・堆積土砂・海岸漂着物の応急対策を実施	○ 【林業】流木や堆積土砂の応急対策を実施		○ 【教育】学校施設の応急復旧を実施、保育所等施設の応急復旧を支援	○ 【公安】行方不明者の捜索活動を実施
			126	○ 物資配送を支援	○ 公共土木施設の復旧を実施(応急復旧含む)	○ 【林業】被災状況に応じて市町村が中心となり林道の啓開や危険箇所の復旧作業を実施			○ 【公営】所管する被災施設の復旧対応
			127	○ 避難者対策を支援	○ 土砂災害発生箇所の緊急・応急対策の実施	○ 【水産】漁港施設の応急復旧を実施			
			128	○ ライフラインの復旧について、ライフライン事業者と連携し早期復旧を目指す					
		■ 対応を確認	129	○ 被災者生活再建支援法が適用となった場合、国・市町村・支援法人と連携し必要な措置をとる	○ 仮設住宅に関する対応	○ 各種施設の復旧対策の支援	○ 【福祉】災害救助法に関する国との調整	○ 【総務】被災市町村への職員派遣対応	○ 【商工】災害対策特別融資の検討
			130	○ 住家被害認定業務について、総務部と連携し、市町村を支援	○ 被災住宅の復旧支援	○ 被災者に対する各種助成制度の周知徹底	○ 【健康】被災者の熱中症予防等、各種健康被害に対する対応や防疫対策	○ 【教育】必要に応じて動員・派遣職員の調整・選定	○ 【公安】被災地域の防犯活動や避難所立ち寄り警戒活動を実施
			131	○ 被害状況に応じ、災害派遣等従事車両証明書の手続き		○ 【林業】災害廃棄物処理に係る各種調整、支援		○ 【総務】発災に伴う予算措置(予備費を含む)	○ 【観光】風評被害対策の検討
			132					○ 【総務】市町村の住家被害認定業務や権災証明書発行事務などの支援を実施	
			133	○ 必要に応じて、補正予算を要望	○ 必要に応じて、補正予算を要望	○ 必要に応じて、補正予算を要望	○ 必要に応じて、補正予算を要望	○ 必要に応じて、補正予算を要望	○ 必要に応じて、補正予算を要望